

資料4-2
(参考資料)

守谷市避難行動要支援者 避難支援マニュアル

守 谷 市

平成30年8月

目 次

- 1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象者の考え方（範囲）と支援体制・・・・・・・・ 2
 - （1）避難行動要支援者とは
 - （2）避難行動要支援者に必要な支援とは
 - （3）地域の支援活動について
 - （4）避難行動要支援者名簿の作成と提供の流れ
 - （5）避難行動要支援者名簿に関する同意の流れ
 - （6）避難行動要支援者への災害発生時の支援体制
 - （7）避難行動要支援者を支援する人たち～「地域支援の一例」～
 - （8）支援者における平常時の活動と災害発生時の活動
 - （9）安否確認カード
 - （10）個人情報の取扱い
- 3 避難行動要支援者の特徴と支援・・・・・・・・ 13
 - （1）目の不自由な方への支援
 - （2）耳の不自由な方への支援
 - （3）体の不自由な方への支援
 - （4）内部障がいのある方への支援
 - （5）知的障がいのある方への支援
 - （6）精神障がいのある方への支援
 - （7）高齢者の方への支援
 - （8）認知症の方への支援
 - （9）情報伝達に関する配慮
- 4 日頃の備えについて～「避難行動要支援者」のために～・・・・ 20
 - （1）今できることを考えましょう
 - （2）地震や災害に備えて
 - （3）災害が発生したら

5	災害時の行動と準備について～「要配慮者」のために～	23
(1)	目の不自由な方	
(2)	耳の不自由な方	
(3)	体の不自由な方	
(4)	内部障がいのある方	
(5)	知的障がいのある方	
(6)	精神障がいのある方	
(7)	高齢者の方	
(8)	妊産婦の方	
(9)	乳幼児のいる方	
6	避難所の生活について	29
7	災害時避難施設の名称と役割	30
(1)	指定避難所と指定緊急避難場所について	
(2)	避難場所について	
(3)	福祉避難所について	
資料編		
1	救急医療情報キットについて	35
2	ヘルプマーク・ヘルプカードについて	37
3	「避難行動要支援者名簿」の取扱いと個人情報について	39
4	災害時のための情報ツール	40

日頃から“もしもの災害”に備えましょう。
災害時には地域の支え合いが何より重要です。
平常時から、このマニュアルをご活用ください！

1 基本的考え方

日本国内では、これまで多くの地震や台風等の自然災害にみまわれ、多くの被害が起きてきました。平成23年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上がっています。こうした教訓を踏まえ、国では災害対策基本法の改正において、区市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、必要な措置を講ずることなどが定められました。このため、災害時に迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要となります。

この度、守谷市地域防災計画の修正に合わせ、「災害時要援護者」を、「避難行動要支援者」と改め、同様の意味として記載します。

避難行動要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から高齢者や障がい者等の状況把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要があります。

このマニュアルは、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、守谷市地域防災計画に則り、守谷市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものです。

避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

2 対象者の考え方（範囲）と支援体制

（1）避難行動要支援者とは

災害が発生したとき、自力又は家族の支援のみでは避難することが難しく、避難時に支援を要する方です。次の「市が指定する登録者」の要件に該当する方は自動的に避難行動要支援者名簿の対象者として登録されます。

i) 市が指定する登録者

- ① 介護保険の要介護3・4・5の方
- ② 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳④（最重度）・A（重度）の判定を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方
- ⑤ 介護保険の要介護1・2の方で、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当する方

ii) 災害時の支援を必要とする理由を有する方で、名簿掲載を希望される方

避難行動要支援者として災害時の支援を受けたい方は、申請により名簿に登録することができます。

（対象となる方の要件例）

- ① 65歳以上の単身世帯、または75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 要介護、または、要支援の認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方
- ④ 療育手帳をお持ちの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑥ 難病医療費受給者証をお持ちの方

市が指定する登録者避難行動要支援者は、災害時に被害を受けやすく、避難に手助けを必要とします。避難行動要支援者の被害を最小限に食い止めるためには、ご本人やそのご家族、地域住民の方々が災害に対する知識や心構えを身に付けて、いざというときに連携がとれるよう日頃から備えておくことが大切です。

(2) 避難行動要支援者に必要な支援とは

- ◎ 災害発生時に安否を確認すること
- ◎ 災害に関する正確な情報を伝えること
- ◎ 避難先を知らせること
- ◎ 避難時の介助をすること
- ◎ 生活・医療情報を伝達すること
- ◎ 避難生活を手助けすること

(3) 地域の支援活動について

大地震などの大きな災害が発生したときは、いろいろなところで火災が発生したり、家屋などの倒壊で道路が寸断されたりするため、消防、警察や市の救助活動が遅れる場合があります。そのようなときに一番頼りになるのが、地域の支援者の方々です。

地域の支援者の皆様は、災害時に迅速な支援活動が行えるよう、事前にお渡ししている避難行動要支援者名簿を活用して、地域での声掛けや助け合いなど、日頃から地域における支援体制づくりを検討しておいてください。

大きな災害が発生した場合には、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者のご自宅に行き、安否の確認や避難の介助などの支援活動を行ってください。

なお、あらかじめ避難支援等関係者(*)にお渡しする避難行動要支援者名簿については、事前に避難支援等関係者への名簿提供に同意を得た方のみが掲載されることとなります。また、災害発生時には、同意が得られない不同意者の名簿も提供することが可能となります。

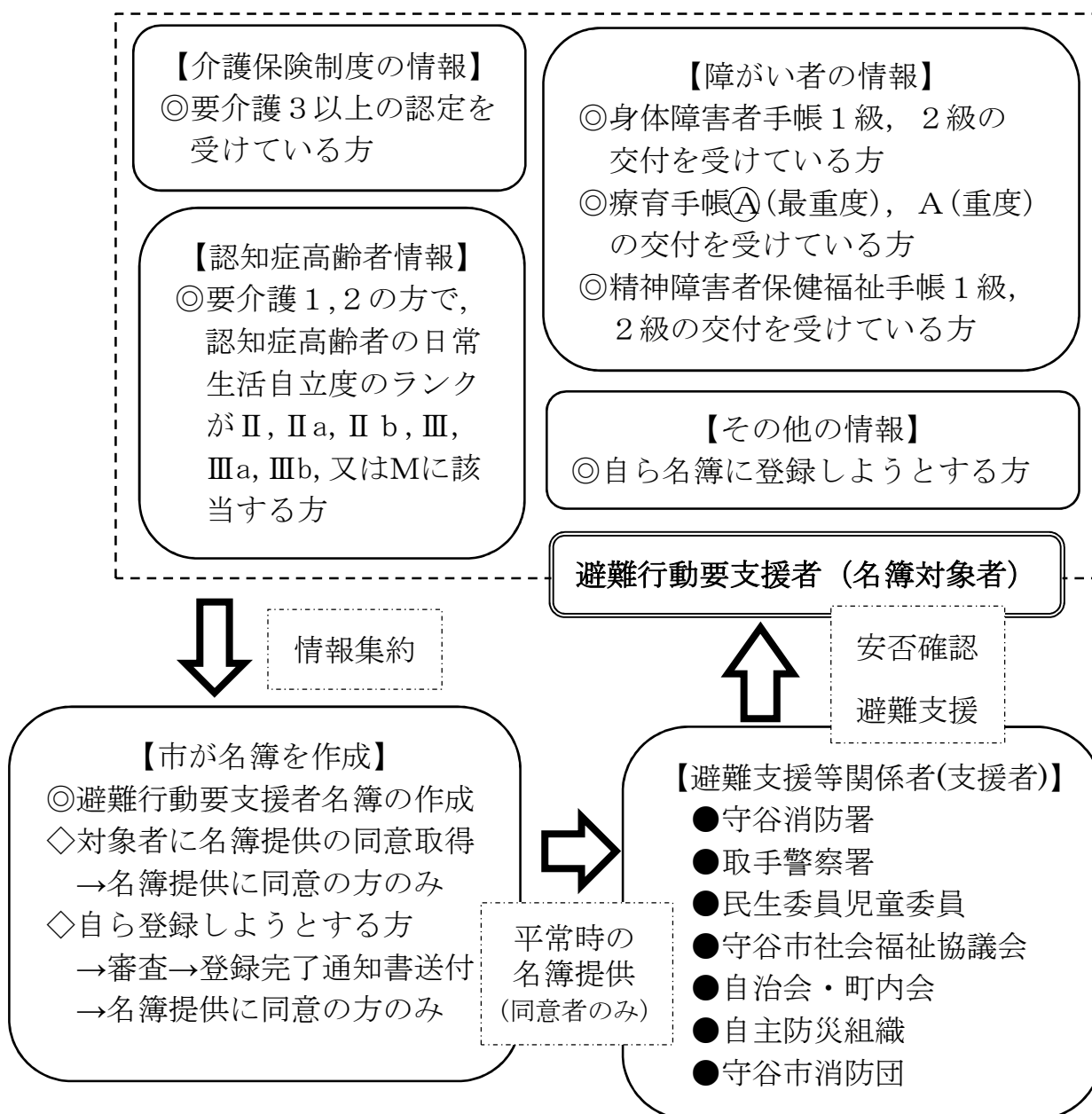
《「避難支援等関係者(*支援者)」とは》

本市では、自治会・町内会，自主防災組織，民生委員児童委員，取手警察署，守谷消防署，守谷市社会福祉協議会，守谷市消防団を避難支援等関係者とします。これらの避難支援等関係者は『避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書』の内容に承諾し代表者が市長に提出した場合に名簿が提供され、名簿に掲載された方の支援等を行います。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成と提供の流れ

市の保有する情報に基づき避難行動要支援者を名簿に登録するほか、申請による登録も行います。市は「支援者」に対し名簿を提供しますが、その名簿の提供は、避難行動要支援者の同意に基づいて行います。災害時には、法律に基づき、名簿提供に不同意の方の名簿情報も提供されます。なお、名簿の情報については、毎月データの更新処理を行うとともに、支援者への名簿の更新（提供）は半年ごとに実施することとします。

《イメージ図》



(5) 避難行動要支援者名簿の提供に関する同意の流れ

平常時から支援者に避難行動要支援者名簿を提供するためには、避難行動要支援者の同意が必要となります。その同意がない方については、平常時から支援者に名簿情報を提供することができません。

《支援者への名簿提供と同意の関係》

【情報の集約】

◎市が保有する避難行動要支援者の情報を集約する。



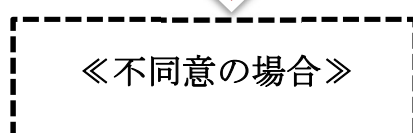
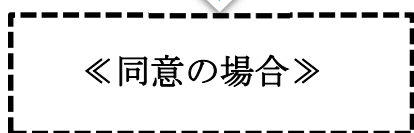
【対象者への通知】

◎避難行動要支援者（対象者）に同意書等を通知する。



【名簿提供への同意確認】

◎避難行動要支援者は名簿提供に関する同意書を確認し署名をする。



【名簿の作成】

「同意者名簿」の作成

【名簿の作成】

「不同意者名簿」の作成



【名簿の提供】

平常時から支援者に提供



【名簿の提供】

市が保管（支援者に提供できない）



【災害発生時】

支援者からの避難支援等



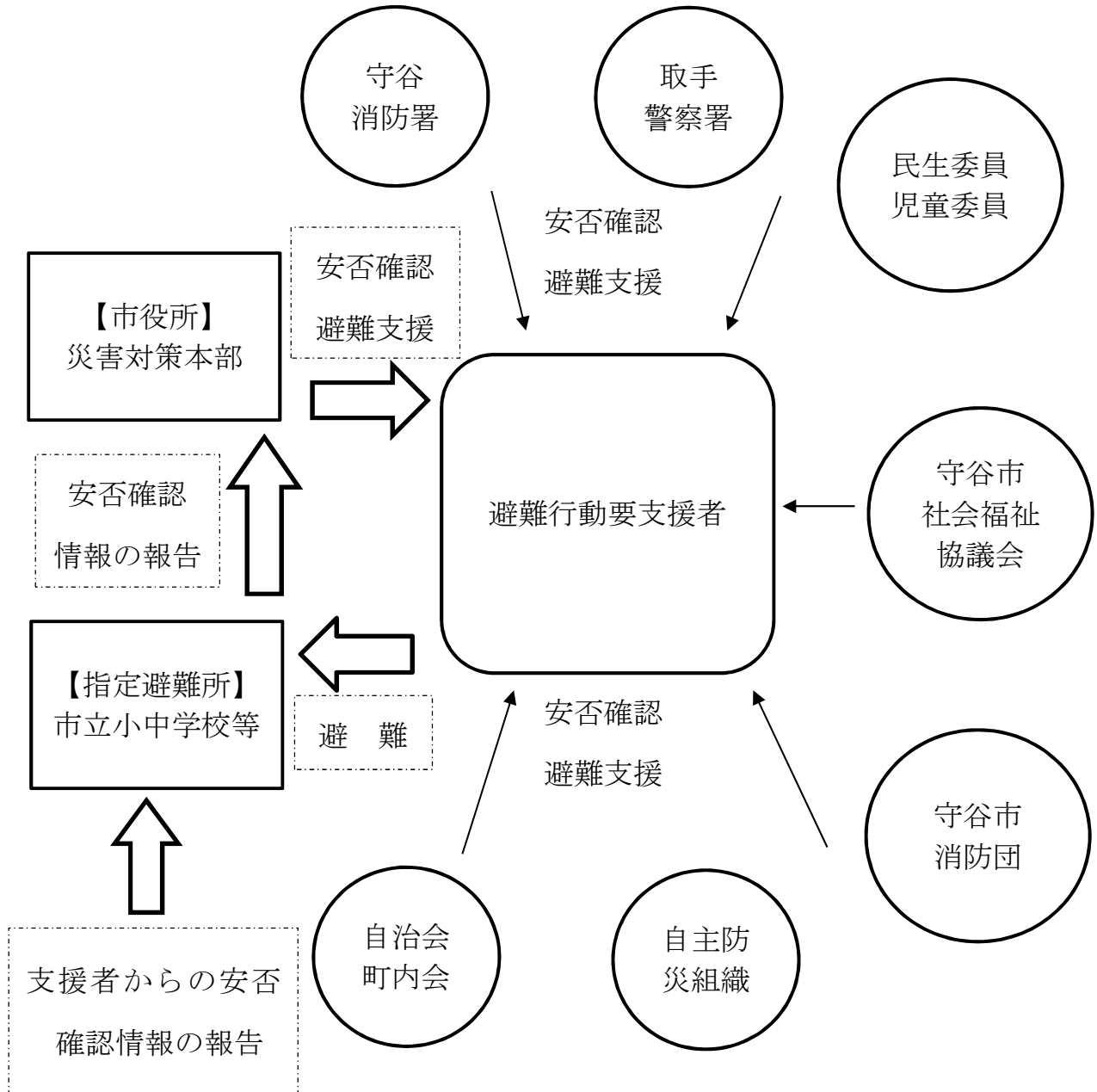
【災害発生時】

支援者への名簿情報の提供

(6) 避難行動要支援者への災害発生時の支援体制

災害発生時には、市と支援者が避難支援等を行います。

《イメージ図》



※ 自治会等の支援者への避難行動要支援者名簿の事前提供に不同意の方が掲載された「不同意者名簿」は、法律に基づき、災害発生時に名簿情報が支援者に提供されます。

(7) 避難行動要支援者を支援する人たち～「地域支援の一例」～

避難行動要支援者への支援者（避難支援等関係者）の中でも、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員は、より身近な地域の支援者として、それぞれの役割に基づいた連携が重要となります。

- 「リーダー」…地域で避難行動要支援者の避難支援等を行う地域のリーダー役となられる方は、自治会・町内会（自主防災組織を含む）を代表する方々です。リーダーはサポーター等の支援者をあらかじめ決めておくなど、日頃からの準備が大切です。また、市との連絡調整の窓口でもあります。
- 「サポーター」…避難行動要支援者の近隣に住んでいる方で、リーダーと連携し、情報の伝達や安否確認、避難の手助けをしてくれる方です。避難行動要支援者1人に付き2名程度のサポーターが支援します。ただし、自治会・町内会によっては、班内の複数の協力者で支援するなど、サポーターを決めない方法もあります。
- 「コーディネーター」…民生委員児童委員が担い、支援者に対し避難行動要支援者の状況等の情報を提供したり、自治会・町内会やサポーターと、避難行動要支援者との調整（顔合わせなど）をしてくれる方です。いわゆるコーディネーター的な役割を担う方です。

◎避難行動要支援者情報の共有（提供）について

市では、民生委員児童委員の協力を得て、避難行動要支援者登録制度の対象外の方であっても、災害時の避難支援を希望する方（健康に不安を有する高齢者など）には、名簿登録のための申請書を提供していただきます。申請には、外部への情報提供に関する同意が必要になります。

(8) 支援者における平常時の活動と災害発生時の活動

避難行動要支援者の被害を最小限に食い止めるために、地域の方々が災害に対する知識や心構えを身に付けて、いざというときに連携がとれるよう日頃から備えておきましょう。

《平常時の活動》

- 緊急時の集合場所や情報伝達ルートを決めてください。
- 各支援者は登録者のご自宅を確認しておいてください。

《災害発生時の活動》

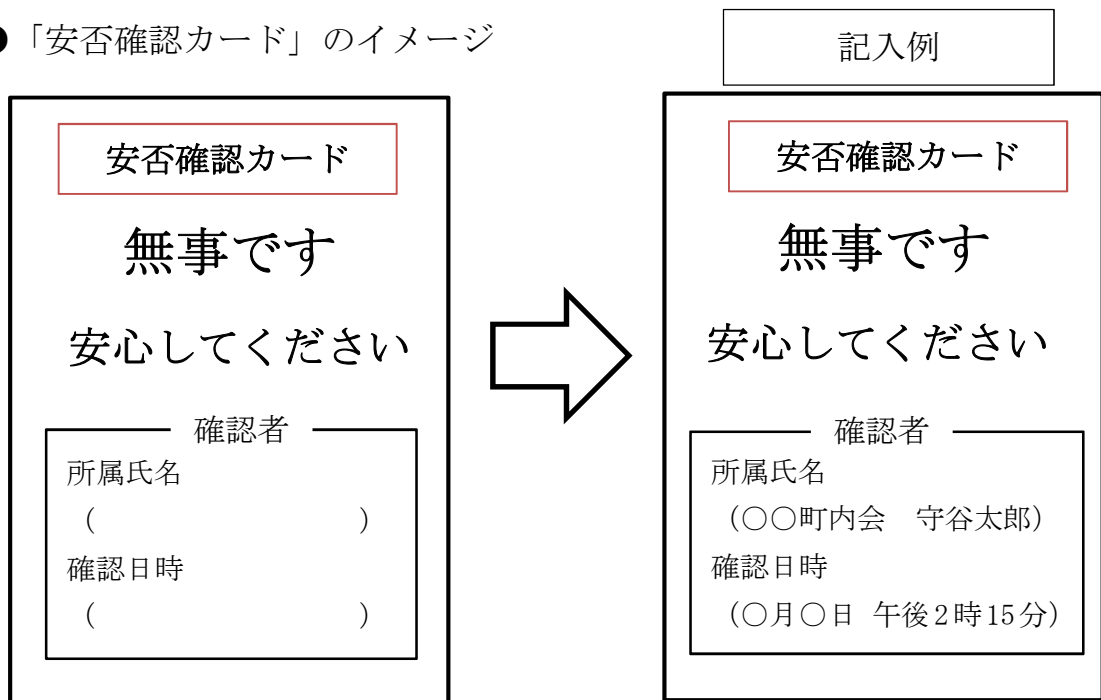
- まずご自身・ご家族及び周囲の安全を確認してください。
- 地震の揺れがおさまリ、外に出ても安全な状況であれば支援体制を整えて活動を開始してください。(ブロック塀・切れた電線・割れたガラスなどには十分注意してください。)
- 支援活動は二次災害を防止するため極力2人1組で行ってください。緊急時につき、ご家族や近隣の方に協力を依頼してください。
- 名簿をもとに活動してください。活動の際は、なるべく近隣の方々と協力しながらグループで行ってください。
- 安否確認において、表札付近やポスト、門扉などに「安否確認カード」が貼ってなく、こちらの呼び掛けにも応答がない場合、家の中に入ることが可能であれば中に入って確認をしてください。
- 安否が確認できたら、「安否確認カード」を表札付近やポスト、門扉などの見やすいところに貼ってください。「安否確認カード」には、確認した日時、確認者の所属と氏名を記入してください。
- 救助が必要なときは近所の方々に応援を呼び掛けてください。また、家屋倒壊の危険があるときは、無理をせず中に入らないで、市役所（災害対策本部）へ連絡をしてください。

- 支援活動により得た避難行動要支援者の安否確認情報を、近隣の市立小中学校等の「指定避難所（31頁「避難所一覧」参照）」にいる市役所職員に報告してください。

（9）安否確認カード

支援者の方は、平常時に「安否確認カード」を作成しておきます。「安否確認カード」は、災害時に登録者の安否及び避難完了等が確認できた場合に使用します。最初に安否を確認した支援者が、安否確認カードを登録者宅の表札付近やポスト・門扉などの見やすい場所に掲示をしてください。「安否確認カード」には、確認した日時、確認者名などを記入してください。

- 「安否確認カード」のイメージ



※ 「所属氏名」及び「確認日時」には、確認を行った自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、取手警察署、守谷消防署、守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、市役所の各団体等の名称と氏名、確認した日時を記載します。

(10) 個人情報の取扱い

市が提供する「避難行動要支援者名簿」には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼し、自分の情報を預けた方）が掲載されています。そのため、「避難行動要支援者名簿」の取扱いに当たっては、個人情報を適切に扱うことが必須となりますので、個人情報の扱いには各自責任を持つことが重要となります。

もし、個人情報が悪質な名簿業者に渡ると、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性があります。特に、名簿の対象者である高齢者や障がいのある方などは、悪質業者の被害者となりやすい方と考えられ、被害を受ける可能性も高くなります。また、個人情報の漏えいは、名簿の対象者や支援に関わる地域の皆さんに大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者名簿の情報は、次の「守秘義務」、「管理方法」、「引継と更新について」を確認のうえ、慎重に管理してください。

○ 守秘義務

- 避難行動要支援者名簿登録制度に関わり、名簿を取り扱う地域の支援者には、守秘義務が課せられます。守秘義務とは、この制度において、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。

○ 管理方法

- 避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に保管してください。
- 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。
- 複製、複写、パソコンその他の電子機器でのデータ化は禁止します。

○ 引継と更新について

- 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時には、全て市に返却してください。
- 名簿に関わる管理責任者や取扱者が変わる場合は、避難行動要支援者名簿の引継ぎは行わず、必ず市に返却してください。

3 避難行動要支援者の特徴と支援

避難行動要支援者は、災害時に自ら適切な行動が取りにくい個々の特徴があります。支援を行うためには、その特徴を認識することが必要です。

◎避難行動要支援者の特徴

視覚障がい者	視覚による異変・危険の察知が不可能な場合又は瞬時に察知することが困難な場合が多く、単独ですばやい避難行動が取れない。
聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示の認識が困難な場合が多い。自分の身体状況などを伝える際の音声による会話が困難な場合が多い。
肢体不自由者	自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。
内部障がい者	自力歩行やすばやい避難行動が困難な場合が多い。常時使用する医療機器や薬、ケア用品を携帯する必要がある。
知的障がい者	異変・危険の認識が不十分な場合や災害発生に伴い精神的動揺が激しくなる場合がある。
精神障がい者	災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。
高齢者	体力が衰えて行動機能が低下しているが、個人差が大きいので十分配慮を必要とする。
認知症高齢者	自分で危険を判断し、行動することが難しい。

(1) 目の不自由な方への支援

- 情報の入手は耳からだけです。緊急時には、その情報の受け取りや理解も難しくなります。
- 話し掛けるときは、はじめに名乗って声を掛けましょう。安心します。
- 現在の状況と、これからの行動の予測を説明してください。
- 介助するときには、白杖を持った手は持たず、相手より半歩程度前に出て、良い高さのところ（肘など）に軽く触ってもらい、相手の歩くスピードに合わせて歩きましょう。
- 外出しているときに地震が発生したら、まわりの状況を伝え、安全なところへ誘導しましょう。
- 介助のやり方には、個人差があるので、本人にどのようにしてほしいかを聴いてください。

(2) 耳の不自由な方への支援

- 聞こえないということはとても不安です。正確な情報を伝えてください。
- 手話ができなくても、様々な工夫で情報を伝えることができます。どのような方法（口話・筆談）でコミュニケーションを取ればよいか、本人にたずねてください。
- 話すときは、軽く肩などに触れ、正面から口を大きく動かし話します。口の動きで分かる人もいます。
- 筆談も有効です。文字や絵を使い、ゆっくり説明してください。
- 地域や避難所などから様々な情報が伝えられます。その情報を文字に書いて伝えるようにしましょう。
- 手話ができる人がいたら、協力を依頼してください。

(3) 体の不自由な方への支援

- 四肢に障がいのある人は、障がいの部位や程度によって、自分自身で行動できることが異なりますので、どのようなことをしてほしいかを聴いてください。
- 本人とコミュニケーションがとれない場合は、本人の様子を見ながら慎重に支援を行ってください。
- 車いすにも手動式と電動式のものがあり、自分で操作できる人と介助者がいなければ動かさない人がいます。また、車いすに乗るとき、降りるときは止まって必ずブレーキを掛ける等の操作の仕方も注意が必要です。
- 車いすが通れるか、通路の安全を確保しましょう。
- 車いすを押すときには、乗っている人は、スピード感を強く感じますので、左右をよく確認し、ゆっくり押してください。

《ワンポイント・メモ》 ～車いすの押し方で大切なこと～

- 車いすには安全ベルトがついていますので、体を固定してください。なければ、紐などを利用してください。
- 車いすを動かすときは、必ず「動かしますよ」と言葉を掛けてから、動かしてください。
- 当事者を不安にさせないように、本人の目線に立つ気持ちで行ってください。
- 押している際、車いすの幅から手足がはみ出さないように気をつけてください。ずれ落ちたり、手足が車輪にはさまれたりしないようにしてください。
- 段差のあるところや急な坂などは、後ろ向きで（介助者が車いすを引く形で）おろすようにしてください。
- 車いすは動きやすいので、停止中は必ずブレーキをかけてください。

- 自分で操作できる人もいます。障害物の除去に協力してください。

(4) 内部障がいのある方への支援

- 抱えている障がいが外見からは分かりにくいこと、専門の医療が必要なこと、特に薬の継続服用が命にかかわる場合があることを理解してください。
- 災害の状況を知らせ、避難所への移動に協力してください。
- 自分では言い出しにくかったり、忘れてしまったりすることもあり得ますので、「薬は飲みましたか?」「食事の内容や制限は大丈夫ですか?」と確認してください。
- 行政機関や医療機関への連絡を手伝い、内部障がいに対応できる施設、病院などの情報がありましたら、本人に伝えてください。
- 器具の消毒や交換ができるプライバシーに配慮した空間の確保を心掛けてください。

(5) 知的障がいのある方への支援

- 予測することが苦手なため、混乱が起こりやすいです。「大丈夫だよ」と、まず優しい言葉と落ち着いた態度で話し掛けてください。
- ひとりでは理解や判断することが苦手です。一度にたくさんのことを伝えないで、ひとつずつゆっくり伝えてください。
- 言葉では理解できないこともありますので、大きな声はかえって恐怖感を与えます。誘導するとき、体に触れるときは、先に声を掛けましょう。
- 突然の状況変化に適応することや、大勢の知らない人たちと生活を共にすることが難しい場合があります。このようなときは、ご家族や支援者と早めに相談しましょう。
- パニックを起こしたら、刺激せずに、まわりの危険物を片付け、落ち着

くまで静かに待ってください。力づくではかえって逆効果になります。

(6) 精神障がいのある方への支援

- 環境の変化が苦手です。緊張し、些細な言葉で動揺してしまいがちです。広い気持ちで対応してください。
- 不安を取り除くように、ゆっくり落ち着いた声で話し掛けてください。
- 内容の正否にこだわらず、ゆっくり耳を傾けてください。
- 突然興奮したり、不安感・緊張感が高まったりしますが、時間がたてば状況が変わりますので、静かに見守ってください。
- 災害の影響で情緒が不安定な状態になったら、できるだけ落ち着かせ、危険のないように避難所へ向かいましょう。
- 慣れない避難所生活では、精神状態が不安定になりやすくなります。毎日、服用している薬は忘れずに飲むよう、声を掛けてください。

(7) 高齢者の方への支援

- 高齢者の方が閉じ込められたり、逃げ遅れたりすることのないよう、災害発生時に声掛けや安否確認をする体制を作りましょう。
- 高齢者世帯は近所付き合いが希薄な方もおり、災害や避難に関する情報が正確に伝わらない場合があります。災害の状況や避難所、避難経路などの情報を積極的に提供してください。
- コミュニケーションを取るために、身振り手振りを交えたり紙に大きく字を書いて見てもらったりするなど、情報伝達の仕方を工夫してみてください。
- 相手と視線をあわせて、手短に大きな声で、ゆっくり話してください。
- 避難所では体調を崩しやすいため、保温・寝具・食事などに配慮しましょう。また、排尿の頻度が増えるため、トイレの近いところに避難スペー

スを設けましょう。

(8) 認知症の方への支援

- 尊厳を重んじる気持ちを忘れずに丁寧に対応してください。
- 自尊心を傷つけるような言動に気をつけてください。
- 話し掛けるときはハッキリした口調でゆっくりと、身振り手振りを交えて分かりやすく伝えるようにしてください。
- 相手の話をよく聞き、間違ったことであっても強く否定はしないで、自尊心を尊重しながら、支援者の意見を伝えてください。
- 同じことを何度もたずねられても、丁寧に説明してください。
- 突然行動を起こすことがあるので、目を離さないようにしてください。

(9) 情報伝達に関する配慮

- 「視覚障がいのある方」のために
 - ・ 具体的に分かりやすい口調で伝える。
 - ・ 拡声器などで音声情報を複数回繰り返す。
 - ・ 点字による情報提供についても配慮する。
- 「聴覚障がいのある方」のために
 - ・ 文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。
 - ・ 手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。
 - ・ 掲示板、ファックス、Eメール、文字放送テレビなども有効に活用し情報を伝える。
- 「知的障がい、精神障がいのある方」や「自閉症の方」のために
 - ・ 具体的に分かりやすく情報を伝える。
 - ・ 自閉症の方の場合には、絵、図、文字などその人が理解できる方法で情報を伝える。

○「日本語能力が不足している外国人」のために

- ・絵や絵文字により情報を伝える。
- ・多言語で情報提供できる人を配置する。

《ワンポイント・メモ》 ～コミュニケーションのいろいろな方法～

障がいのある方のコミュニケーションの方法は千差万別です。発語や聴覚に障がいがあっても、手法を工夫することでコミュニケーションをとることができます。

手話

筆談

身振り手振り

4 日頃の備えについて ～「避難行動要支援者」のために～

(1) 今できることを考えましょう

●起きてからでは、間に合わない

災害が発生すると、自分の周りの生活状況が一変します。災害が起きてからでは、間に合いません。日頃からご自身やご家族を守る意識を高め十分な準備が必要です。

●暮らしの中の備え

室内でケガをしないために、家具類の転倒防止、照明器具の落下防止用の固定金具の取り付けや、足を傷つけないために、あらかじめ靴の用意やガラスの飛散防止のための透明フィルムを貼るなど、暮らしの中の備えをしておきましょう。

●最低三日分の生活の備え

被災したインフラなどが回復するまで時間が掛かる場合があります。最低三日間は自力で生活できるように、食糧・水などの備蓄をしておきましょう。

●非常持出品の用意

「いざ避難！」というときに備えて、非常持出品を用意し、ひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておきましょう。

非常持出品の中には、かかりつけ医療機関や主治医の連絡先、日頃服用している薬を明記したメモなどを準備しておきましょう。

●身分証の携帯

災害時に身元が分かるように、運転免許証、健康保険証、障がい者手帳などの身分証を携帯しましょう。

●ご家族やご近所、身近な方々との話し合い

市や自治会・町内会、マンションなどの防災消防訓練には積極的に参加して、自分のことを知ってもらいましょう。

市や自治会・町内会で決められた避難場所、避難経路、連絡方法などを日頃からご家族と話し合い、ご家族全員の安否確認の方法や連絡先を決めておきましょう。うわさやデマに惑わされず、正しく信用のおける情報を手に入れましょう。

(2) 地震や災害に備えて

一般的な防災グッズのほか、自分の障がいや病気に関するものを必ず用意しておきましょう。

緊急時の医療体制について、病院や主治医と相談しておきましょう。

(3) 災害が発生したら

◆守谷メールサービスシステム（メールもりや）

市では、メールサービス（メールマガジン）で災害・防災情報を提供しています。また、平成30年1月から「守谷市公式市民生活総合支援アプリ『Morinfo（もりんふお）』」が本格稼働し、災害情報についても配信しています。これは、スマートフォンなどの多機能電話の機能を利用したシステムで、文字による情報を提供するため、耳の不自由な方でも災害に関する情報を知ることができます。

また、市ホームページ、フェイスブック、ツイッターでも災害に関する情報を知ることができます。

5 災害時の行動と準備について ～「要配慮者」のために～

要配慮者は、災害が発生した場合に、情報把握、避難、生活手段の確保などの活動が、円滑かつ迅速に行いにくい立場におかれています。また、災害発生から復興までの間、社会的な支援やこれまで利用していたサービスが、限定されてしまうおそれがあります。

したがって、「自助・共助」を念頭に置き、個々の状況に合わせた「事前の準備」を十分に行うことが重要です。こうしたことで、災害時の不安を解消し、また支援を受け易い状況などが整うこととなります。

※ 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人などの方です。また、避難行動要支援者は、要配慮者のうち自力又は家族の支援のみでは避難することが難しい方で特別に支援が必要となります。

(1) 目の不自由な方

- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身に付けるようにしましょう。
- 白杖や点字用品などは、常に身近に置く習慣をつけましょう。
- 揺れがおさまったら、ストーブなどの火気をご家族やご近所の人に確認してもらいましょう。
- 落下物やガラス片でケガをしないよう、周りの状況を教えてもらいましょう。
- 停電した場合、暗順応に問題のある人は、一度深呼吸をして、気持ちを落ち着けてから行動しましょう。
- 外出していたら、周囲の人に声を掛け、周りの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導してもらいましょう。

(2) 耳の不自由な方

- 笛やブザーなど，自分が助けを求めたり，安全を確保したりするために，必要なものを身に付けるようにしましょう。
- ひとり暮らしの方は，隣近所の人から災害の状況や周囲の様子，避難が必要なことなどを，紙に書いて伝えてもらいましょう。
- 家具の転倒防止など，災害に備えて室内の安全確保策を考えておきましょう。
- 外見からは聴覚などに障がいがあることは分かりにくいので，避難所などでは進んで申し出ましょう。
- 揺れがおさまったら，ご家族やご近所の人に地震の状況や周りの様子などを教えてもらいましょう。
- 外出していたら，周囲の人に筆談などで周りの状況を教えてもらい，安全な場所へ誘導を頼みましょう。

(3) 体の不自由な方

- 笛やブザーなど，自分が助けを求めたり，安全を確保したりするために，必要なものを身に付けるようにしましょう。
- 車いすに乗っている人は，できるだけブレーキをかけるようにしましょう。床面が傾かない限り，地震の揺れで走り出すことはありませんが，ブレーキをかけた方が安心感があります。
- 携帯電話や緊急通報システムを利用した緊急連絡の方法を話し合っておきましょう。
- 杖や歩行器などを使用している人は，常に身近なところに置いて，すぐに使用できるようにしておきましょう。

(4) 内部障がいのある方

- 内部障がいのある方は、外見からは分かりにくく、障がい別に必要なものなどが違います。地震など、緊急時の対応については、あらかじめかかりつけ医と相談しておきましょう。
- 障がいによっては、医療的ケアが必要な場合があります。常時使用するもので保存ができるものについては、かかりつけ医と相談のうえで、5～7日分の用意をしておきましょう。
- 日頃から服用している薬について理解し、処方箋や予備の薬があれば、財布やバッグなどに入れて持ち歩きましょう。
- 人工呼吸器、吸引器、在宅血液透析など医療機器を使用している方は、常に器具の点検をしておき、避難所などでは速やかに申し出ましょう。
- あわてて無理な行動をとることは、心肺への負担が大きく、病状が悪化するおそれがありますので注意しましょう。

(5) 知的障がいのある方

- ご家族は、日頃から、地震について分かりやすい言葉で具体的に説明したり、実際、避難する場所へ連れて行って場所を覚えたり、防災訓練などを利用して、揺れや煙の体験をして慣れておくように心掛けてあげましょう。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身に付けるようにしましょう。
- 同じ地域に住む障がい者のご家族や支援者の方と日頃から交流を持ち、情報交換に努めましょう。
- 薬を飲んでいる場合は、薬の種類や飲み方を書いたものを非常時持出袋に入れておきましょう。また、独自の飲み方があれば書いておきましょう。

- ひとりで外出中に災害にあったときは、避難の際にご家族や付き添い者と離れてしまったときの待ち合わせ場所や、対処方法を決めておきましょう。

(6) 精神障がいのある方

- 防災のための住民の自主的な活動に参加しましょう。ひとりで行くのが不安な方は、信頼できる仲間や保健センターに相談しましょう。
- 自分の病気のことや服用薬について、普段からかかりつけ医やご家族とよく相談しましょう。
- 日頃から服用している薬の処方箋や、薬局の投薬説明書を非常時持出袋に入れておきましょう。
- 慣れない避難所生活では、精神状態が不安定になりやすいので、毎日服用している薬は必ず忘れずに飲みましょう。
- 日頃通っている学校・施設などに災害時の避難場所や緊急連絡方法を伝えておきましょう。

(7) 高齢者の方

- 心身の状況によりますが、災害についての話し合いには、なるべく本人が入るようにしましょう。
- 災害に備えて身の回りを整えておきましょう。
- 高齢者の寝室には、家具はなるべく置かず、大きなものが落ちてこないように工夫しましょう。
- 外出しているときに災害にあったら、周囲の人に声を掛け、まわりの状況を教えてもらい、安全な場所へ誘導を頼みましょう。
- 笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保したりするために、必要なものを身に付けるようにしましょう。

- ご家族やご近所の方と、避難方法や緊急時の対応について、相談しておきましょう。
- 避難所までの経路を確認しておきましょう。

(8) 妊産婦の方

- 母子健康手帳、保険証、診察券はいつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- おなかや頭に落下物があたると危険なので、高いところに重いものを置かないようにしましょう。また、落下しにくいように固定したり、配置を工夫したりするなど、日頃から対策をしておきましょう。
- 環境の変化により情緒が不安定になる場合があります。そういう状況だと考えられる場合は、すぐにご家族や保健センター、子育て世代包括支援センター、主治医などに相談しましょう。
- 病気に対する抵抗力が弱いので、多くの方が生活する避難所では衛生面に気を付け、体を温めるなど、風邪・インフルエンザにかからないように感染予防をしましょう。
- 具合の悪いときは早めに申し出て、協力してもらいましょう。

(9) 乳幼児のいる方

- 子どもの成長状態や予防接種歴、病歴の把握のための母子健康手帳・健康保険証・乳幼児医療証・診察券は、いつも持ち歩くとともに、家でもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 乳幼児にアレルギーや持病がある場合は、普段からかかりつけ医と薬や食べ物について話し合っておきましょう。
- 非常持出袋に必要なものをまとめておきましょう。また、抱っこひもなどがあると避難時の負担が軽減されます。

- おむつやおしりふきを最低三日分は用意しておきましょう。毛布やタオル、携帯カイロなどがあれば、体温調節に役立ちます。
- ショックやストレスで母乳が出なくなることもあります。粉ミルクとほ乳瓶があると安心です。水は持ち過ぎると持出品が重くなるので、実際に持って避難できる量を確認しておきましょう。
- 避難所生活でのストレスをやわらげるため、音の出ないおもちゃやぬいぐるみ、泣き止ませるためのおしゃぶりなどがあるとよいでしょう。

6 避難所の生活について

- 避難所に着いたら、安否確認や登録のために受付をしましょう。
- 避難所内の設備や案内図などを確認しましょう。
- 見た目では障がいや健康状態などが分からないこともあるため、どのような支援が必要か、自分から伝える、あるいは自ら伝えられない場合は、障がい者手帳や母子健康手帳などがあれば提示しましょう。
- 避難所では、避難所配置職員などの指示に従い、他の避難住民と助け合いながら生活しましょう。
- 避難所生活や今後の生活での心配ごとなどについては、避難所の相談窓口等の係員に相談しましょう。
- 精神的な不安感や身体的な変化が生じた場合など、健康管理上の問題がある場合は、医療・救護係（基本は巡回型の対応）や避難所配置職員へ相談しましょう。
- 避難所では、心身面の健康維持と水分補給が大切です。こまめな水分補給や心身のリフレッシュを心掛けましょう。
- アレルギー疾患をお持ちの方は、医療・救護係（基本は巡回型の対応）や避難所配置職員に申し出できるようにしましょう。

7 災害時避難施設の名称と役割

大きな地震が発生した場合、安全に避難できる最寄りの避難場所に一時避難します。

○避難所とは… 家屋が倒壊するなど、自宅で生活することができない方が一時的に寝泊まりする場所であり、守谷市では、小学校・中学校等を「指定避難所」としています。

○避難場所とは… 自宅に大きな被害がない方が、一時的に身の安全を確保し、情報収集するための場所（自治会・町内会等であらかじめ決めておいてください。）

○福祉避難所とは… 災害発生時にただちに開設される避難所ではありません。指定避難所では生活できない介護の必要な方、又は障がいのある方等を受け入れる避難所です。特別な配慮が必要と認められ、指定避難所での生活が難しいと判断された方は、協定書に基づき、受け入れる施設と受入について協議し設置します。

(1) 指定避難所と指定緊急避難場所について

○ 指定避難所、指定緊急避難場所の指定

市における「指定避難所」は「指定緊急避難場所」を兼ねて指定しています。

「指定避難所」は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な施設を指定しています。具体的には、物資の運搬、集積、炊事、宿泊の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共施設とします。

◎「指定避難所一覧」

名 称	住 所	備 考
守 谷 小学校	本町 858 番地	
大井沢 小学校	薬師台四丁目 12 番地	
大 野 小学校	野木崎 492 番地	
高 野 小学校	高野 1342 番地	洪水時不適
黒 内 小学校	百合ヶ丘二丁目 2349 番地	
御所ヶ丘小学校	御所ヶ丘五丁目 15 番地	
郷 州 小学校	みずき野五丁目 4 番地 1	
松前台 小学校	松前台二丁目 16 番地	
松ヶ丘 小学校	松ヶ丘四丁目 12 番地	
守 谷 中学校	百合ヶ丘二丁目 2675 番地	
愛 宕 中学校	本町 4325 番地の 2	
御所ヶ丘中学校	御所ヶ丘四丁目 16 番地	
けやき台中学校	けやき台五丁目 21 番地 1	
西板戸井田園都市センター	板戸井 1599 番地の 1	
守 谷 高等学校	大木 70 番地	
北守谷公民館	板戸井 1977 番地の 2	
北園保育所	松並 1557 番地の 1	
開智望小学校	つくばみらい市筒戸 3400	洪水時不適

(2) 避難場所について

○ 避難場所の指定とは

市は、被災者が火災やその他の危険から保護する場所である「避難場所」をあらかじめ指定する。

◎ 「避難場所一覧」

名 称	住 所
立沢公園	久保ヶ丘一丁目 21 番地
大山公園	松前台一丁目 19 番地
板戸井公園	薬師台四丁目 3 番地
松ヶ丘公園	松ヶ丘四丁目 4 番地
けやき台公園	けやき台四丁目 4 番地
さくらの杜公園	みずき野四丁目 14 番地
乙子公園	美園二丁目 4 番地
梅作公園	美園三丁目 13 番地
栄町公園	中央二丁目 6 番地の 1

(3) 福祉避難所について

守谷市の指定避難所については、最寄りの小中学校等を指定していますが、避難所の生活が難しい要配慮者や避難行動要支援者に対しては、その状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や受け入れ可能な福祉施設等への連絡調整、搬送を行います。

○ 「福祉避難所」とは

最寄りの避難所では、生活のできない介護を必要とされる方や障がいをお持ちの方等を受け入れる避難所で、災害発生時直ちに開設される避難所ではありません。

○ 福祉避難所の受け入れについて

- ① 災害発生時は、市が開設する最寄りの指定避難所に避難します。
- ② 身体的、精神的に不安があり、指定避難所での生活が困難な場合は、避難所配置職員にご相談ください。
- ③ 避難生活に特別な配慮を要すると判断された方は、協定締結施設等と市が受け入れについて協議します。
- ④ 受け入れが可能であれば、その施設を市が福祉避難所として設置します。
- ⑤ 対象者を受け入れ施設へ搬送します。

◎ 「市内の福祉避難所」

市では、「災害時における要援護者の避難施設としての社会福祉施設等への受入れに関する協定書」に基づき『7施設』と協定を締結しています。

(平成30年4月1日現在)

(注) 福祉避難所は、災害発生時にただちに開設される避難所ではありません。特別な配慮が必要と認められ、指定避難所での生活が難しいと判断された方は、協定に基づき、受け入れる施設と受入について協議し開設します。

資 料 編

1 救急医療情報キットについて

高齢者や障がい者等に対して、かかりつけ医療機関や持病などの医療情報、緊急連絡先、健康保険証の写し、本人の顔写真などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管する。この救急医療情報キット（以下「キット」という。）保持者であることの周知方法は、標章（ステッカー）を玄関ドア及び冷蔵庫に貼付することで、救命活動を行う救急隊等が認知し、迅速な処置を行うことができます。

なお、災害時には、避難施設にこのキットを持参することで、緊急時に備えることが可能となります。

◎配布内容

- ①保管容器
- ②救急・医療情報用紙（本人の氏名、血液型、医療情報、緊急連絡先等を記載したもの）
- ③標章（玄関用、冷蔵庫用）
- ④説明書



◎配布対象者

守谷市に住所を有する次のいずれかに該当する者とします。

- ①65歳以上のひとり暮らしの者
- ②75歳以上のみの世帯に属する者
- ③視覚又は聴覚障がいのある身体障がい者手帳3級以上の者
- ④日中独居で健康上の不安を有する者
- ⑤前各号のほか、市長が必要と認める者

◎配布手続

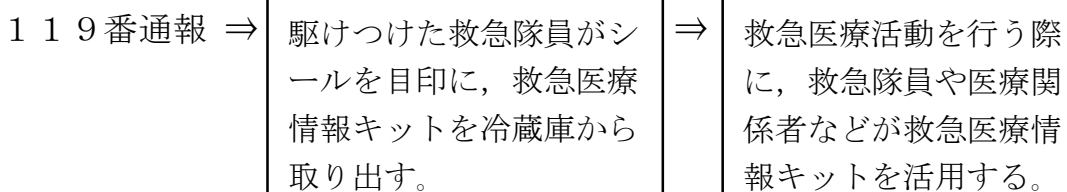
- ①市へ配布の申請を行い，市が申請内容を審査する。
- ②配布数は，1人に付き1セットとする。
- ③無償の配布とする。
- ④破損等による再申請も可能とする。

◎「救急医療情報キット」の受領者の管理

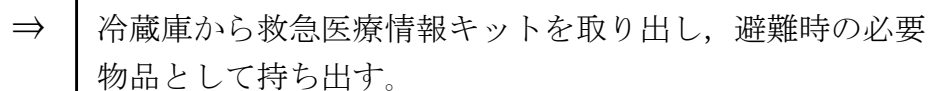
- ①救急医療情報用紙の記載内容の更新に努めること。
- ②標章は，玄関ドアの内側及び保管場所に掲出すること。
- ③キットは，原則として冷蔵庫内に保管すること。
- ④キットは，譲渡又は貸し付けてはならない。

◎「救急医療情報キット」の利用方法

○救急車を呼んだとき



○災害が発生したとき



※お近くの民生委員児童委員が救急・医療情報の内容更新の案内のため，申請者のお宅を訪問することがあります。

2 ヘルプマーク・ヘルプカードについて

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている障がい等のある方が、あらかじめ障がいのことや手助けしてほしい内容、緊急連絡先などを書いて、普段から身に付けておき、緊急時、災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのものです。



◎交付内容

①「ヘルプマーク」とは

ヘルプマークで、障がい者等の対象者が手荷物等に付けて周囲の方に援助等の提供を求めていることを知らせるためのマークです。



②「ヘルプカード」とは

障がい者等の対象者が援助等を受けるときに必要な情報を記載するためのカードです。

◎交付対象者

守谷市内に住所を有する、次のいずれかに該当する者とする。

- ①肢体不自由、②内部障がい、③聴覚障がい、④視覚障がい、
- ⑤音声・言語障がい、⑥知的障がい、⑦発達障がい、⑧精神障がい
- ⑨難病、⑩妊産婦、⑪その他援助及び配慮が必要とされる者

◎交付手続

- ①市へ交付申請を行い，市が申請内容を審査する。
- ②交付数は，1人に付き1セットとする。
- ③無償の交付とする。
- ④破損等による再申請も可能とする。
- ⑤身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳，受給者証，母子健康手帳等を確認用に持参すること。

◎「マーク・カード」の利用方法

○災害が発生したとき

マーク・カードを提示することで，避難所での受付やその他の対応で配慮や援助が受けやすくなります。

○マーク・カードを身に着けた方を見かけたら！

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は，電車・バス内で席をゆずる，困っているときは声をかける等，思いやりの行動をお願いします。

3 「避難行動要支援者名簿」の取扱いと個人情報について

市が提供する「避難行動要支援者名簿」には、自分が居住する地域に自分の個人情報を提供することに同意した方（地域を信頼し、自分の情報を預けた方）が掲載されています。そのため、「避難行動要支援者名簿」の取扱いに当たっては、個人情報を適切に扱うことが必須となりますので、個人情報の扱いには各自責任を持つことが重要となります。

もし、個人情報が悪質な名簿業者に渡ると、「振り込め詐欺」などのような犯罪による被害を受ける可能性があります。特に、名簿の対象者である高齢者や障がいのある方などは、悪質業者の被害者となりやすい方と考えられ、被害を受ける可能性も高くなります。また、個人情報の漏えいは、名簿の対象者や支援に関わる地域の皆さんに大きな精神的苦痛や経済損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。

そのため、避難行動要支援者名簿の情報は、次のとおり慎重に管理してください。

○守秘義務

- 避難行動要支援名簿登録制度に関わり、名簿を取り扱う地域の支援者には、守秘義務が課せられます。守秘義務とは、この制度において、直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に絶対に漏らさないことです。なお、自分が支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。

○管理方法

- 避難行動要支援者名簿の保管場所を定めるとともに、原則として施錠可能な場所で、厳重に保管してください。
- 避難行動要支援者名簿の紛失、漏えい、破損その他の事故を防ぐよう、その扱いには細心の注意を払ってください。
- 複製、複写、パソコンその他の電子機器でのデータ化は禁止します。

○引継と更新について

- 市が提供する避難行動要支援者名簿は、名簿の更新時には、全て市に返却してください。
- 名簿に関わる管理責任者や取扱者が変わる場合は、避難行動要支援者名簿の引継ぎは行わず、必ず市に返却してください。

4 災害時のための情報ツール

◎市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふお）」をご紹介します！

○Morinfo（もりんふお）の概要

守谷市では、欲しい市政情報を欲しいタイミングで簡単に入手できる環境の整備として、携帯端末用アプリケーション（アプリ）を開発しました。

このアプリは、スマートフォンやタブレット等の端末で使用するシステムで、子育て支援やごみ、イベント等の情報といった、市民生活の利便性を向上させる内容の掲載を予定しています。また、プッシュ通知や市民レポート投稿といった、行政と市民の皆さんとの情報共有を促進する機能も持たせることで、市民の皆さんの市政への参画や協働のまちづくりを推進します。

○Morinfo（もりんふお）を登録してみよう！

守谷市ホームページから「Morinfo（もりんふお）の登録方法」にアクセスし、ユーザ登録（利用者登録）を行ってください。

※Morinfo（もりんふお）を利用するためには、アプリのダウンロードが必要です。詳しくは、「Morinfo（もりんふお）」サイトをお読みください。

◎メールもりや ー守谷メールサービスシステムー

市では、メールサービス（メールマガジン）で災害・防災情報を提供しております。携帯電話やインターネットに接続されたパソコンで受信できます。

○ユーザ登録をするには？

サービスを利用するときは、サービス利用登録ページ（パソコン端末用及び携帯電話端末用）により、受信を希望するメールアドレス及びサービスカテゴリを選択し、登録します。

登録処理完了後、登録時のメールアドレスにメールを送信します。これにより登録処理が全て完了します。

○パソコンでメールを受信する！

サービスの利用料は無料です。ただし、サービスを利用するに当たり必要な機器等の経費及び通信にかかる経費等は利用者の負担となります。

※登録する際にご理解・注意いただきたい点がございます。

「メールもりや」サイトにて必ずお読みください。

◎NTT災害用伝言ダイヤルについて

もしものための「災害用伝言ダイヤル」

－災害時の安否確認に－

大規模災害などが発生すると被災地への電話が集中し、かかりづらくなります。そこでNTTの「災害用伝言ダイヤル」を利用すると、家族や親戚の安否確認・連絡などが「声の伝言板」を通じてできます。

全国のどこからでもメッセージを録音・再生することができます。

－利用方法－

伝言の録音

伝言の再生

▼	▼
「171」を↓	ダイヤル（ガイダンスが流れます）
「1」を↓	ダイヤル
「3」↓	（暗証番号を利用する場合は）
被災地の方の電話番号（必ず市外局番から）をダイヤル	

伝言を入れる

録音を聞く

◎わが家の防災メモ

わが家の避難場所	家族が離ればなれになったときの集合場所		
家族の名前	役割分担	血液型	勤務先などの電話番号

附則

平成30年7月3日庁議決定

発行日 平成30年7月

発行 守谷市 保健福祉部 社会福祉課

関係課 生活経済部 交通防災課 (防災関係)
" 市民協働推進課 (自治会関係)
保健福祉部 介護福祉課 (高齢者関係)
" 社会福祉課 (障がい者関係)
" 児童福祉課 (児童福祉関係)
" 保健センター (保健事業関係)

問合せ先 保健福祉部 社会福祉課 (要支援者名簿関係)
住所：守谷市大柏950-1
TEL：0297-45-1111 (代表)



きらめき守谷 ゆめざいと 夢彩都